

第4章 小型船舶の検査・登録を受けよう

1. 船検(小型船舶の検査)と登録の制度

(1) 船検の制度

船舶は、転覆、火災、エンジントラブル等が発生すると陸上から離れているため水上に取り残され、生命にかかわるような大事故につながることもあるので、適切な安全対策が必要となります。

船検は、船舶安全法に基づいて船舶の安全性を定期的に検査し、船舶の事故防止と乗っている人の生命を守ることを目的とした制度です。

(2) 登録の制度

登録は、小型船舶の登録等に関する法律に基づいて、小型船舶の所有権を公証し、小型船舶所有者の権利を保護することを目的とした制度です。

2. 申請手続き

(1) 船検の申請手続き

船検の申請は、船舶所有者又はその代理人(委任状が必要)が申請します。

検査の申請では、何人乗りたいのか(最大とう載人員)、どこで航行したいのか(航行区域)などを申請します。

(2) 登録の申請手続き

登録の申請は、船舶所有者又はその代理人(委任状が必要)が申請します。

登録の申請書には、実印を押印し、印鑑証明書及び譲渡証明書(譲渡人の実印が押印され、印鑑証明書が添付されたもの)の添付が必要です。

(3) 申請に必要な書類は

船検及び登録に必要な申請書類は、日本小型船舶検査機構(JCI)支部又は小型船舶の販売店等に置いてあります。(また、JCIに請求すれば、郵送されます。)

*上記手続きについてはJCIホームページでご覧になれます。また、検査及び登録関係の書類の一部は、同ホームページからダウンロードできます。

3. 実施方法

(1) 船検・測度はどこで

船検は、地区ごとに出張する日を定め、マリナーや船溜まりなど保管・係留場所を巡

回拠点として出張検査を実施しています。

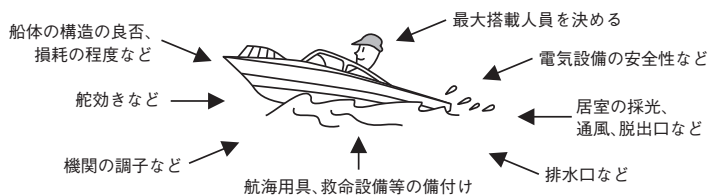
登録に必要な測度(総トン数の計測)と確認(船体識別番号等)は、検査時に併せて実施されます。

自宅保管の可搬型ボートは、JCIの検査場又は巡回拠点としているマリナーなど支部の指定場所で受けることとなります。

(2) 船検の準備

検査の前には、船体、法定備品等の点検とエンジンの作動確認を行い、不具合があれば整備しておく必要があります。

4. 船検の主な内容



法定備品の種類・数は、船の用途や航行する区域により異なります。

5. 船検の種類と時期

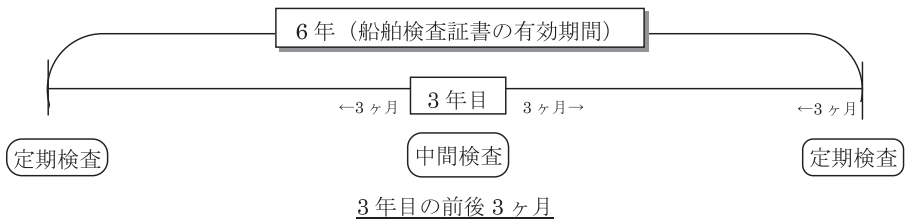
(1) 検査の種類

- ① 定期検査——初めて船舶を航行させるとき又は船舶検査証書の有効期間が終了した時に受ける検査です
- ② 中間検査——定期検査と定期検査の間に受ける検査です。
- ③ 臨時検査——改造、修理等を行ったときに受ける検査です。
- ④ 臨時航行検査——定期検査に合格していない船舶を臨時に航行させるときに受ける検査です。

(2) 検査の時期

定期検査及び中間検査は、一定の周期で受けるもので、一般の小型船舶の場合(旅客船以外)、以下のようになっています。

一般の小型船舶の場合(3年毎に検査)



(注) 旅客船とは旅客定員13人以上の船舶をいいます。

6. 登録の種類と時期

(1) 登録の種類

- ① 新規登録 初めて登録を受けること。
- ② 変更登録 既に登録されている船舶の所有権以外の登録を変更すること。
- ③ 移転登録 既に登録されている船舶の所有者を変更すること。
- ④ 抹消登録 既に登録されている船舶の登録そのものを抹消すること。

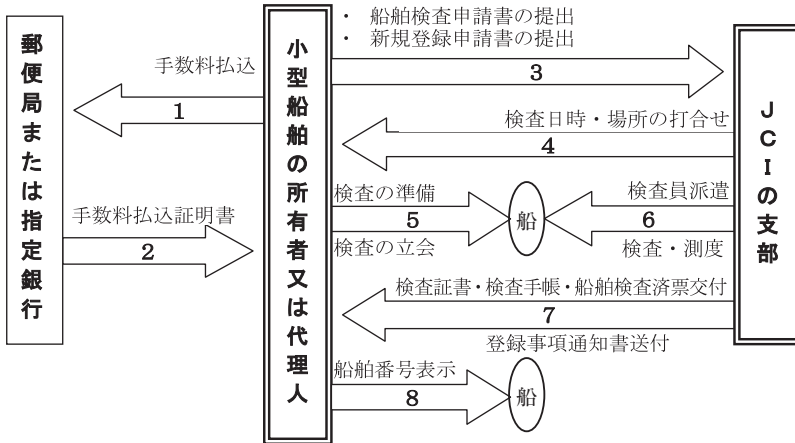
(2) 登録時期

- ① 新規登録 船舶を所有して航行しようとするとき
- ② 変更登録 変更の事実が発生してから15日以内
- ③ 移転登録 所有権移転の事実が発生してから15日以内
- ④ 抹消登録 廃船等の事実が発生してから15日以内

7. 手続きの流れ

管海官庁（運輸局、運輸支局又は海事事務所）で行われます。

・小型船舶の手続き完了までの流れは、下記のとおりです。



8. 船舶番号等の表示方法

船舶番号は、船舶検査済票と番号部分が共通となっています。



・小型船舶は、船舶番号を表示して初めて航行できます。

9. 検査の不要なボート

ボートの長さが3m未満でエンジンの出力が1.5kW未満のものは検査が不要となります。

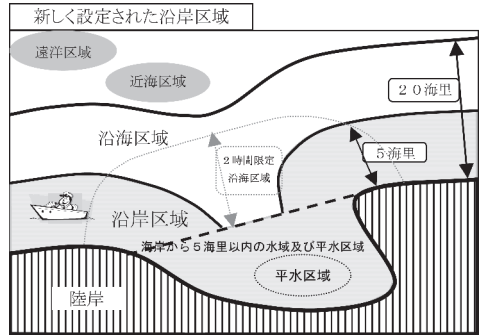
なお出力1.5kWを馬力に換算すると2.039馬力となります。

10. 沿岸小型船舶の技術基準

《沿岸小型船舶の基準が設定されました。》

平成16年11月1日に小型船舶安全規則が改正され、2級小型船舶操縦士の免許で操船できる水域(「沿岸区域」)を航行区域とする沿岸小型船舶の技術基準が設定されました。

この技術基準は、「沿海区域」を航行区域とする小型船舶の技術基準に比べて大幅に緩和されたもので、従来の「限定沿海小型船舶」の技術基準に、航海用具、救命設備等の一部の設備要件のみを追加したものとなっています。



1. 追加設備

従来の「限定沿海小型船舶」(航行区域が沿海区域のうち母港から当該船舶の最速速力で2時間以内に往復できる区域に限定された小型船舶)を、沿岸小型船舶に変更する場合の追加設備と手続きは次の通りです。なお、従来の限定沿海の航行区域は、そのまま維持することができます。

(旅客船以外の場合)

航海用具		救命設備	
ラジオ	1台 ^{注1}	小型船舶用火せん	2個 ^{注5}
コンパス	1個 ^{注2}		
海図	1式 ^{注3}		
双眼鏡	1個 ^{注4}		

注1)「漁業無線」「国際VHF(5W型国際VHFを除く。」「ワイドスターマリンホン」「インマルサットミニM」「イリジウム」「HF無線電話」等の無線設備をいずれか1つ備える場合は不要です。

注2) 自船の位置及び進行方向が表示できるGPSを備える場合は不要です。

注3) 海図には、(財)日本水路協会が発行する「ヨット・モーターボート用参考図」「プレジャーボート・小型船舶用港湾案内」「航海用電子参考図(new pec)(印刷物は除く)」等が含まれます。海上保安庁刊行の電子海図(ENC)を表示できるGPSを備える場合は不要です。

注4) 小型帆船には不要です

注5) 携帯・自動車電話(PHS等を除く。)を携帯している場合は、1個にできます。また、「漁業無線」「国際VHF(5W型国際VHFを除く。」「ワイドスターマリンホン」「インマルサットミニM」「イリジウム」「EPIRB」等の無線設備をいずれか1つ備える場合は不要です。

なお、携帯電話等有効な無線設備を備えていることで小型船舶用信号紅炎を省略されている船舶でも、小型船舶用信号紅炎1セット(2個)を備える必要があります。

2. 手続き

次の三つの方法があります。

- (1) 定期検査時期に合わせて変更する。
- (2) 中間検査の時期に合わせて変更する。この場合、受検時に船舶検査証書の書換申請が必要となります。
- (3) 臨時検査を受ければいつでも変更することができます。この場合にも受検時に船舶検査証書の書換申請が必要となります。

11. 小型船舶の豆知識

[小型船舶]とは？

総トン数20トン未満の船舶及び総トン数20トン以上の船舶で長さ24m未満のプレジャーボートをいいます。

[沿岸小型船舶]とは？

2級小型船舶操縦士の免許で操船できる水域「沿岸区域」(海岸から5海里以内の水域及び平水区域)を航行できる小型船舶をいいます。

[旅客船]とは？

旅客の定員が、12人を超える船舶をいいます。

[最大搭載人員]とは？

小型船舶の復原性や居住設備等に基づいて算定され、[旅客][船員][その他の乗船者]で構成された合計数をいいます。

[子どもの定員]は？

12才未満の者2人をもって大人1人に換算します。なお、1才未満は参入しません。

[航行区域の種類]とは？

遠洋区域・・・全ての水域

近海区域・・・東は東経175°、南は南緯11°、西は東経94°、北は北緯63°の線により囲まれた水域

沿海区域・・・主として我が国の海岸から20海里以内の水域

限定沿海区域・・・沿海区域のうちその小型船舶の性能や設備に応じて「ただし書き」で限定された水域

平水区域・・・河川、湖沼や港内と東京湾など法律に基づいて定められた比較的穏やかな水域

[免許・検査が不要なボート]とは？

ボートの長さが3 m未満でエンジンの出力が1.5kW未満のものをいいます。

(船外機を搭載するボートの場合、艇体長に0.9をかけた数値が、船の長さになります。出力1.5kWを馬力に換算すると2.039馬力になります。)

日本小型船舶検査機構(JCI)では、インターネットホームページで船検や登録手続きのご案内をしています。

《JCIのホームページアドレス：<http://www.jci.go.jp>》

(参考) プレジャーボートの国内保有隻数内訳 (平成14年度から)

単位：千隻

	プレジャー モーターボート	ゴムボート (注1)	ヨット (検査対象船)	保有隻数	水上 オートバイ
平成14年度	289	(16)	13	302	104
15	281	(15)	13	294	100
16	255	(13)	13	268	85
17	245	(12)	12	257	83
18	237	(11)	12	249	81
19	227	(10)	12	239	78
20	220	(9)	12	232	76
21	213	(9)	11	224	73
22	206	(8)	11	217	70
23	198	(8)	11	209	66
24	191	(7)	11	202	64
25	184	(7)	11	195	63
26	178	(7)	10	188	62

(注1) ゴムボートは、JCI検査対象船としての数字であり「プレジャーボート」の隻数の内数である

